明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○生産性向上特別措置法の施行期日を定める政令（一八〇）　二
○生産性向上特別措置法施行令（一八一）　四
○革新的事業活動評価委員会令（一八二）　五

〔告　示〕

○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のトルコ共和国等による批准に関する件（**外務**二〇三）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二四六～一二五六）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**一二五七）　六
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**五七～六五）　六
○届出事業者の住所を変更した件（**同**六六）　八
○少数生産車の型式を承認した件（**同**六七～七〇）　八
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（**同**七一、七二）　九
○承認事業者の住所を変更した件（**同**七三、七四）　九
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**七一二）　一〇

〔国会事項〕

内閣　法務省　一二

〔皇室事項〕

諸事項　一二

〔官庁報告〕

国家試験
平成三十年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　一二

〔公　告〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一八
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇生産性向上特別措置法の施行期日を定める政令（政令第一八〇号）（経済産業省）

生産性向上特別措置法（平成三〇年法律第二五号）の施行期日は、平成三〇年六月六日とすることとした。

◇生産性向上特別措置法施行令（政令第一八一号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険法に規定する保険関係であって、新技術等実証関連保証に係るものについての保険料率を定めることとした。（第一条関係）

2　生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第二二条第六項の規定により主務大臣が革新的データ産業活用計画を認定するに際して、あらかじめ個人情報保護委員会に協議する場合を、革新的データ産業活用が、個人情報の保護に関する法律第二条第七項に規定する保有個人データに該当するデータを用いる場合又は個人情報の保護に関する法律第二三条第二項に規定する個人データに該当するデータを第三者に提供する場合とすることとした。（第二条関係）

3　中小企業信用保険法に規定する保険関係であって、革新的データ産業活用関連保証に係るものについての保険料率を定めることとした。（第三条関係）

4　法第二六条第一項の政令で定める者を、別表に掲げる法人とすることとした。（第四条関係）

5　法第二七条第一項の規定により納付すべき手数料の額及びその額の納付の方法等について定めることとした。（第五条関係）

6　法第二六条第二項又は第六項の規定によりデータを提供する主務大臣又は関係行政機関の長は、手数料を減額し、又は免除した場合においては、手数料の額の通知に併せて、その旨及び減額し、又は免除した額を当該データの提供の求めをした者に通知することとした。（第六条関係）